

都市計画論文集
投稿・執筆要領集
2014 年度版

学 術 委 員 会

CONTENTS

< 都市計画論文集 >

都市計画論文集の投稿および審査に関する倫理規程.....	1
学会誌掲載会告（論文募集・重複の防止について）.....	2
2014年度 学術研究論文発表会論文審査フロー図.....	4
2014年度 一般研究論文審査フロー図.....	5
<hr/>	
学術研究論文発表会論文、一般研究論文、質疑応答 応募規程.....	6
学術研究論文発表会・論文応募要領.....	9
一般研究論文および質疑討論・応募要領.....	11
<hr/>	
第1次審査用原稿執筆要領〔和文論文用〕.....	12
第1次審査用原稿執筆要領〔英文論文用〕.....	13
最終原稿作成要領〔和文論文用〕.....	14
最終原稿作成要領〔英文論文用〕.....	14
<hr/>	
分類番号・分類テーマ.....	15

本会では2003年に日本都市計画学会21世紀ビジョンの中で「倫理綱領と行動規範」を制定・公表している。本倫理規程はこの綱領・規範をもとに、会員および学術委員が日本都市計画学会における発表会論文、一般研究論文、質疑討論の投稿および審査において果たすべき倫理的な基準を定めるものである。

1. 著者の義務

著者は、投稿する論文が学術委員会の論文・質疑討論応募規程に示された諸条件を充足するように努めなくてはならない。加えて、論文作成において論文のオリジナリティを確保しつつ、十分に既往研究をレビューし、引用にあたっては他者の著作権を侵害してはならない。また、論文内において特定の個人や団体を誹謗中傷してはならず、かつ、商業的・政治的・宗教的な意図を持って執筆した論文を投稿してはならない。なお、主著者は論文への貢献度が最も高い者を指し、共同著者は論文の完成に意義のある貢献を果たし、論文内容に共同の責任を負える者を指す。

2. 学術委員会の責務

学術委員会は、論文審査において、都市計画論文集規程集および審査内規に定められた事項に十分に留意し、公正かつ厳格に審査が運営されるように努めなくてはならない。特に、とりまとめ委員および査読者の選定に関しては審査能力や著者との関係を十分に吟味し、公正な人選を行わなくてはならない。また、著者から審査結果に対して異議申し立てがあった場合には、その妥当性を速やかに検討しなくてはならない。

3. 審査の公平性

論文審査に関わる者は、審査の公平性に十分留意し、審査期限内に客観的かつ論理的に審査するよう努めなくてはならない。また、審査の対象となる論文の著者と所属や出身研究室が同一等の個人的な関係がある場合は、すみやかに審査を辞退しなくてはならない。

4. 査読者の責務

査読者は、論文掲載の可否に対する役割の重要性を自覚し、著者の自主性を尊重しつつ、公正な査読に努めなくてはならない。また、査読者は査読の依頼を受けた事実、および論文査読において知りえた情報を他者に漏らしてはならない。ただし、重複応募の禁止に抵触する事実を知りえた場合に限り、学術委員会に対してその旨を通知することができる。

5. 学術委員の責務

学術委員は、論文審査における役割の重要性を自覚し、公正にとりまとめ作業を進めなくてはならない。特に、査読者からの査読報告書を尊重しつつ、著者の知的独立性に十分な敬意を払い、修正意見書・不採用理由書等を作成しなくてはならない。

2004年1月16日 日本都市計画学会理事会承認
2005年1月28日 改定
2006年1月27日 〃

2014 年度日本都市計画学会学術研究論文発表会は、11 月 15 日（土）・16 日（日）の 2 日間にわたり、近畿大学工学部広島キャンパス（広島県東広島市高屋うめの辺 1）にて開催します。発表会論文投稿に係る概要は下記の通りになります。スケジュール・応募規程・要領・原稿雛型等は、学会ウェブページにて公開いたしております。規程等にしたいがご応募ください。URL <http://www.cpij.or.jp/>

1. 第 1 次審査用原稿の投稿（4 月 18 日～4 月 30 日）

- (1) 原稿: 1 頁目を 1 行 26 字×30 行×2 段=1,560 字とし、2 頁目以降を 1 枚あたり 1 行 26 字×50 行×2 段=2,600 字とします。余白は、上 30mm 下 25mm 左 20mm 右 20mm とします。図・表等を配置した完全版下原稿とし、6 頁までを厳守してください。また審査の公正を保持するため、氏名・所属・謝辞等を記載せずに執筆してください。
- (2) ウェブ登録: 学会ウェブページにて必要事項をご登録ください。登録済み画面の印刷物を論文送付票として使用していただきます。
 - 論文に関する情報（和英文）：審査希望分野・題目・アブストラクト・キーワード
 - 著者に関する情報（和英文）：氏名・所属・連絡先・発表者
 - その他情報: 請求書宛名・抜刷作成希望の有無
- (3) 第 1 次審査用原稿の郵送: その上で、必要書類とともに第 1 次審査用原稿 4 部を紙面にて郵送してください。4 月 30 日までの消印があり、かつ 5 月 2 日までに学会事務局に到着したものを受け付けます。

2. 最終原稿の投稿（8 月 8 日～18 日）

- (1) ウェブ再登録と PDF ファイルの提出: 学会ウェブページの登録画面にて、論文の情報を更新するとともに、最終原稿の PDF ファイルを提出していただきます。
- (2) 最終原稿の紙面の郵送: その上で、PDF ファイルの最終原稿を印刷した紙面を郵送していただきます。この紙面を第 2 次審査に使用いたします。

3. 年間優秀論文の表彰

当該年に都市計画論文集に登載された論文に限定し、優れた内容の論文を表彰します。

4 論文集の公表

審査の結果、「登載可」となった論文につきましては、都市計画論文集（冊子・CD-ROM）および、独立行政法人科学技術振興機構が運営する科学技術情報発信・流通総合システム電子ジャーナル（J-STAGE）にて公開いたします。

※ 新入会申し込み期限（3 月 31 日）

論文応募資格は、「第 1 次審査用原稿投稿時に著者全員が本会個人会員であること（継続教育連携会員を除く）」と規定させていただいております。未入会の方が著者（共同著者も同様）として応募・登録された場合、不受理とさせていただきます。新入会の申し込みは、3 月 31 日までに入会申込書の到着および会費納入確認をもって受理いたします。

学術委員会では、従来から、本会あるいは他学協会の審査付き論文集に投稿された論文と同一の論文を、発表会論文や一般研究論文に同時に投稿すること、即ち「重複応募」を禁止してまいりました。しかし、発表会論文・一般研究論文の審査において、本会の審査付き論文、あるいは他学協会等の審査付き論文集に投稿された論文と、「重要な要素が大幅に重複している論文」の投稿が散見されます。また、その後の著者とのやり取りから「重複応募禁止の趣旨」が必ずしも広く浸透していないと判断いたしましたため、学術委員会としては、「重複応募禁止の趣旨」と「重複応募禁止に関する規程」を改めて明確にし、重複応募の防止を会員各位に呼びかけることといたしました。

(1) 重複応募禁止の趣旨

一般に審査付きの学術論文は、その一つ一つが「何らかの独自の新しい知的な貢献」を行ったものであることが求められます。このため、著者は、学術論文の投稿に当たっては、学術論文それぞれの「独自性」を担保するために、自分の執筆した関連論文も含めて十分に既往研究をレビューし、引用に当たっては出典を明記し、論文の新規性、独自性を明示し、「論文の新規かつ独自の貢献として提示されている重要な構成要素が重複する論文」を投稿することのないよう努める義務があります。また、一般に、審査付き論文の応募規程においては、学術論文それぞれの「独自性」を担保し、同一の論文（論文の新規かつ独自の貢献として提示されている重要な構成要素が大幅に重複する論文を含む）が複数刊行される事態を防止するために、同一の論文の同時の応募、即ち「重複応募」を禁止し、原則「未発表のもの」のみの投稿を認めております（「応募規程」参照のこと）。

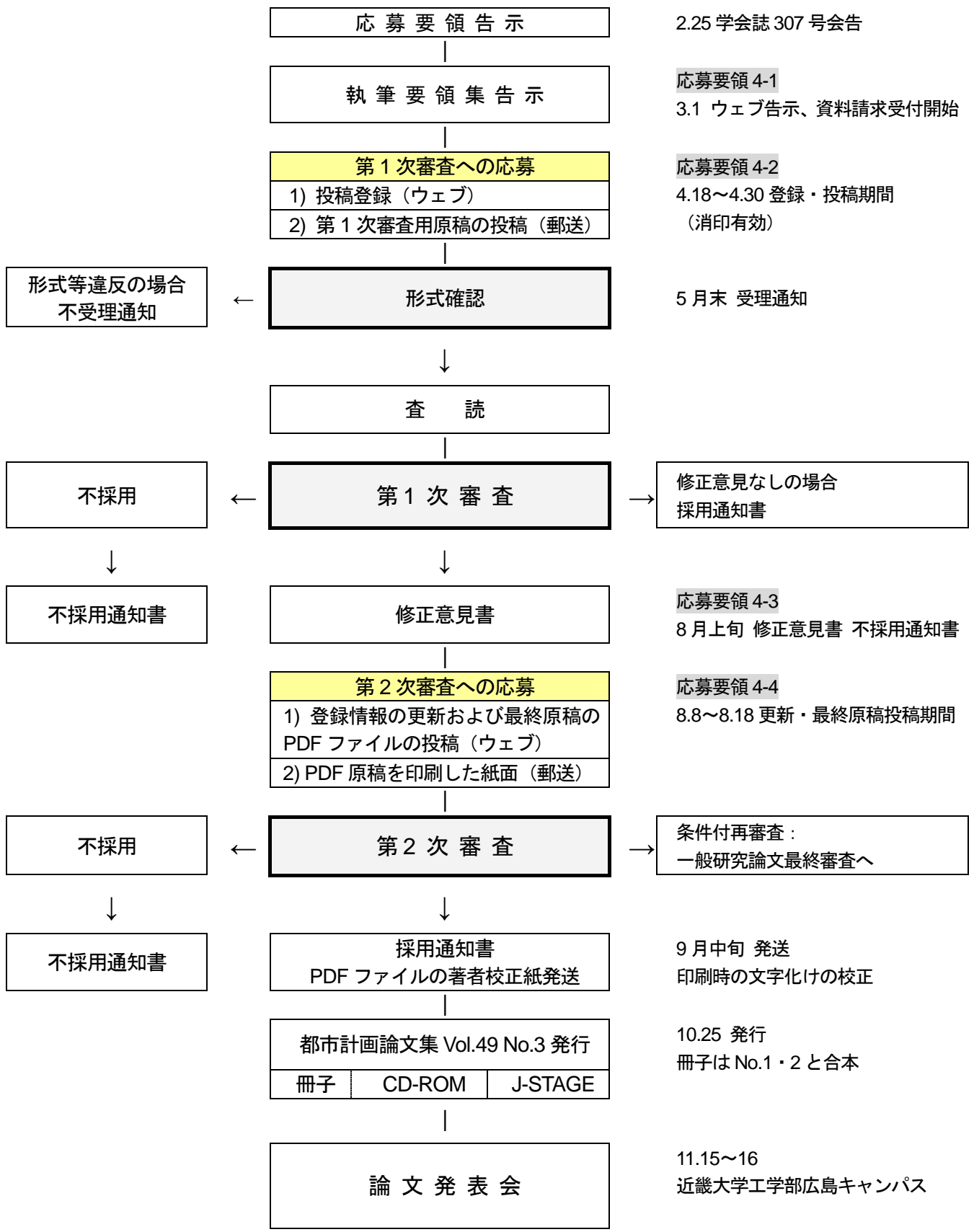
(2) 重複応募に関する規程

本会の発表会論文及び一般研究論文の応募規程第4項は「同一の論文等を、本会あるいは他学協会等の論文集（内容について全文審査を経るもの）に同時に応募すること、即ち重複応募を認めない。」と定めています。そして、「同一の論文等」を「使用言語の如何にかかわらず、論文の新規かつ独自の貢献として提示されている重要な構成要素（論文の目的、方法、データ解析の結果、図表、論証、結論等）が大幅に重複する論文」と定義しています。

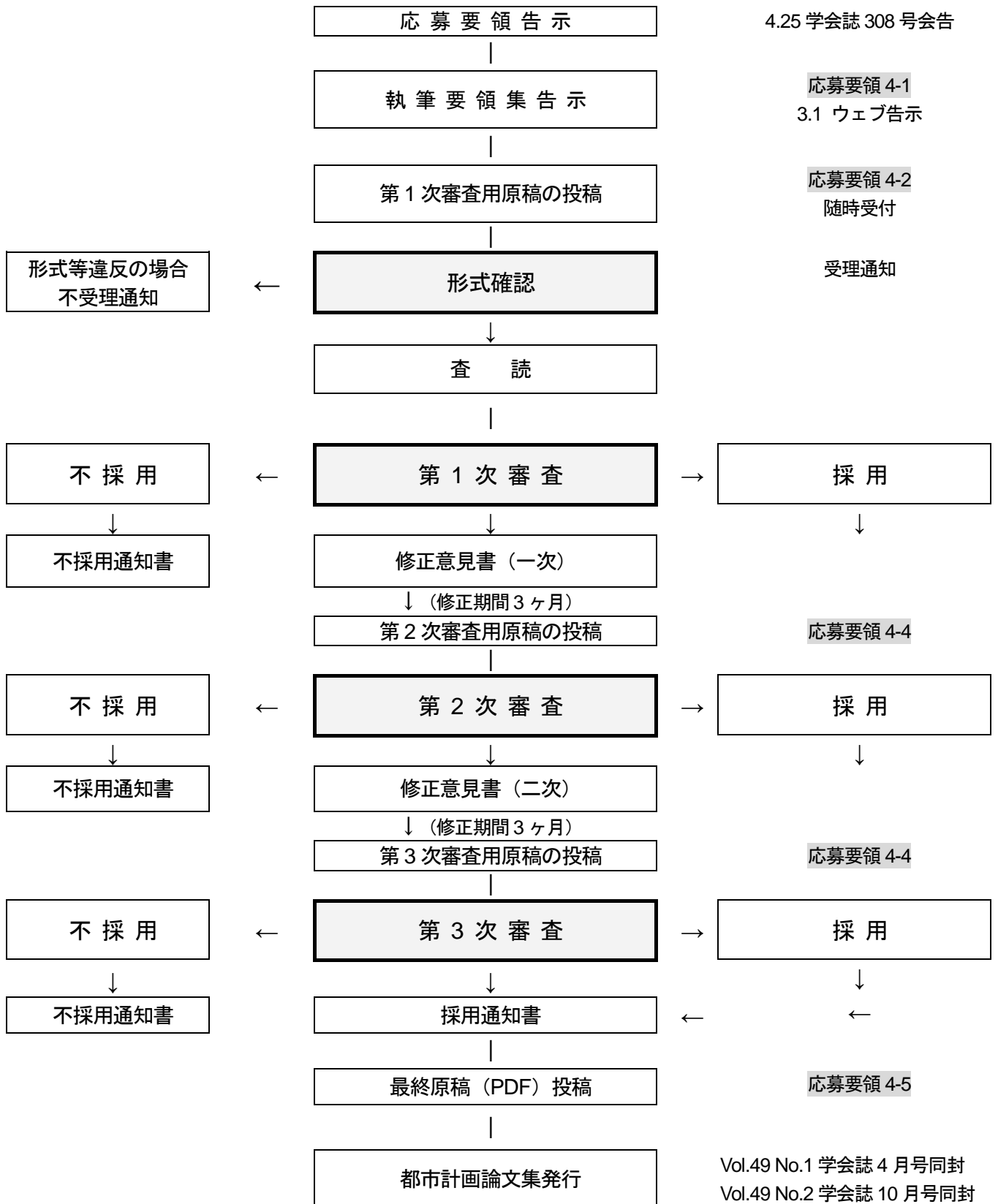
投稿論文が重複応募にあたりと判断された場合、その時点で、学術委員会は関連する全ての論文の審査を中止し、形式確認段階にある論文は「不受理」、審査過程にある論文は「不採用」として著者に返却します。

重複応募の防止は、最終的には投稿者の倫理に依存します。主著者あるいは共同著者として審査付論文に投稿される場合、本会告の趣旨を十分にご理解いただき、重複応募の防止にご協力下さいますようお願いいたします。

2014 年度 学術研究論文発表会論文審査フロー図



2014 年度 一般研究論文審査フロー図



学術研究論文発表会論文, 一般研究論文, 質疑討論 応募規程

1. 適用

本規程は日本都市計画学会における学術研究論文発表会論文（以下、発表会論文という）および一般研究論文、質疑討論、質疑討論に対する回答討論（全てを合わせて以下では論文等という）の応募に適用する。

2. 内容

都市計画に関する計画、デザイン、分析、調査、事業等についての下記の条件を満たす、論文、論説、報告および質疑討論とそれに対する回答討論とする。これらは、まとまった結論を明示しており、独立性・完結性を有する未発表のものでなければならない。また論文、論説、報告については、「何らかの新規かつ独自の知的な貢献」を有したものでなければならない。ただし、第3項に記載するもので、本会論文用に内容、構成等をまとめ直した場合は、既発表のものでも差し支えない。和文を原則とするが、英文での投稿も受け付ける。なお、採用された質疑討論に関しては、学術委員会から論文等の著者に対して回答討論の執筆を依頼する。

論文：独創性を有する理論的または実証的な研究の論文で、目的・方法・手段・結論等が明示されているもの。
論説：独創性を有する論説で、前提・論理展開・結論等が明示されており、学術的な議論の対象としての意義が認められるもの。

報告：特色のある計画・デザイン・調査・事業等の報告で、新しい知見を含むと認められるもの。事例報告および調査報告に分類される。

事例報告：特色のある計画・デザイン・事業等に関する報告で、目的・視点・事例内容・結論等が客観的に明示されており、都市計画に関する新規かつ独自の知的貢献を有するもの。

調査報告：特色のある調査に関する報告で、目的・対象・方法・結果等が客観的に明示されており、都市計画に関する新規かつ独自の情報を提供するもの。

質疑討論：過去3ヶ月以内に掲載された論文、論説、報告に関する質疑討論。

回答討論：質疑討論に対する論文等の著者による回答。

3. 既発表であっても応募できる範囲

著者（共同著者を含む）が著作権を有する、あるいは著作権者から書面による許可を得ている等、応募に際して支障のないものであり、かつ、下記の2項目の少なくとも1つに該当するもの。

1) 発表にあたって内容に関する全文審査を経っていないもの（但し、学術書等の全部もしくは一部として既刊のものを除く）。

2) 部内発表されたもの

例えば、以下の通り。

- (1) 都市計画報告集に発表したもの。
- (2) 速報、資料、試論、ノート等として雑誌等に発表したもの。
- (3) シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概、資料、ポスター等として発表したもの。
- (4) 大学等紀要、ディスカッションペーパー、研究所報、企業技報等で部内発表したもの。
- (5) 国、自治体、企業、団体からの委託研究の成果報告書。
- (6) 卒業論文、修士論文、博士論文、授業の成果物として大学等で部内発表したもの。

4. 重複応募の禁止

同一の論文等を、本会あるいは他学会等の複数の論文集等（内容について全文審査を経るもの）に同時に投稿すること、即ち「重複応募」は認めない。この場合、「同一の論文等」とは「使用言語の如何にかかわらず、論文の新規かつ独自の知的な貢献として提示されている重要な構成要素（論文の目的、方法、データ解析の結果、図表、論証、結論等）が大幅に重複する論文」を指している。

5. 連続する論文等の応募の禁止

論文等は、独立性を有し、完結性の高いものであることが前提であるので、論文題目に「その1」「その2」等とつけるのは禁止する。

6. 応募資格

第1次審査用原稿投稿時にすでに著者全員が本会個人会員であること（継続教育連携会員を除く）。

7. 原稿の執筆

1) 第1次審査用原稿

論文等の第1次審査用原稿は、本規程および「第1次審査用原稿執筆要領」にしたがって執筆されなければならない。

2) 最終原稿

採用となった論文等の最終原稿は、「最終原稿作成要領」にしたがって執筆されなければならない。

3) 論文等の頁数の限度

発表会論文については6枚以内とし、超過頁は認めない。また、一般研究論文については6枚までを標準とし、最大12枚までとする。質疑討論および質疑討論に対する回答討論については2枚までとし、いずれも超過頁は認めない。

- 4) 最終原稿の修正の禁止
採用決定後の原稿の修正は認めない。

8. 原稿の投稿

- 1) 発表会論文および質疑討論の原稿の投稿は、当該年度における「学術研究論文発表会論文および質疑討論応募要領」の定めるところによるものとする。
- 2) 一般研究論文および質疑討論の原稿の投稿は、「一般研究論文および質疑討論応募要領」の定めるところによるものとする。
- 3) 同時に複数の論文等を投稿する場合の条件は、応募要領の応募資格に定める。
- 4) 投稿された原稿は、本規程および要領等に照らした形式確認を経て、受理、不受理を決定し、その結果を著者に通知する。形式確認の結果が不受理の場合で、著者がその不受理理由を妥当しないと考えた場合には、その理由を明記した文書を作成し、不受理通知発送日より2週間以内(必着)に郵送にて学術委員会委員長あてに再確認の申し出をすることができる。

9. 論文等の採否

- 1) 論文等の採否は、別途定める「審査内規」に基づいて学術委員会が決定し、著者に通知する(英文論文の場合でも通知書は日本語で記述する)。ただし、質疑討論に対する回答討論については掲載上の形式に関する修正依頼を除き、審査を行わないものとする。
- 2) 論文等の審査分野は著者による申請とし、論文の場合には、下記の1~12の分野のうちいずれかとし、論説、事例報告、調査報告の場合には、下記の「13. 計画・デザイン・事業に関する論説、事例報告、調査報告」とする。

【審査分野】	
論文	第1分野：都市論・都市計画論・都市計画史
	第2分野：国土計画・地域計画・農村計画
	第3分野：都市基本計画・都市総合計画
	第4分野：市街地整備・住環境
	第5分野：防災・環境問題
	第6分野：交通計画
	第7分野：緑地計画・観光レクリエーション
	第8分野：景観・都市デザイン
	第9分野：住宅問題・土地問題
	第10分野：行政・制度・参加・教育
	第11分野：都市解析・地域解析・調査分析論
	第12分野：その他
論説報告	第13分野：計画・デザイン・事業に関する論説、事例報告、調査報告

- 3) 論文等についての採否の判定基準は以下のとおりとする。
 - (1) 研究の位置づけの適切性
 - (2) 問題意識・課題設定の適切性
 - (3) 問題意識の明確さ、着眼点の面白さ(13分野の「論説」で重視)

- (4) 使用した概念や方法の独創性・適切性
- (5) 論旨・論拠の妥当性・明確性、用いた方法と結果の信頼性、論証の適切性
- (6) 論拠とするデータ等の信頼性(1~12分野で重視)
- (7) 論文構成上のバランス
- (8) まとまりのある論文としての完結性・独立性
- (9) 論文題目の適切性
- (10) 表現・用語、関連文献引用等の適切性
- (11) 図表等の表現の適切性
- (12) 得られた結論の明確性・有用性
- (13) 得られた結論の新規性・独創性(1~12分野で重視)
- (14) 結論や提案の独創性・適時性・先駆性(13分野の「論説」で重視)、新規性・先駆性・適時性・緊急性(13分野の「事例報告」で重視)、知見の独自性・適時性・緊急性(13分野の「調査報告」で重視)

ただし、第13分野では、海外などを含む計画・デザイン・事業に関する論説や事例・調査の報告であることを考慮し、その結果が都市計画上有益な情報であることを積極的に評価して審査する。

「論説」：着眼点の面白さや問題意識の明確さ、結論や提案の独創性・適時性・先駆性があること。

「事例報告」：単なる表層的な報告ではなく、当該事例に関して一般には知られていない都市計画上の新しい知見を含み、先駆性・適時性・緊急性等があること。

「調査報告」：とりあげる調査内容に独自性・緊急性・適時性等が認められること。

- 4) 内容の訂正などを指摘された原稿については、一般研究論文、質疑討論では本会発送日より3ヶ月以内(必着)に改訂原稿が投稿されない場合、審査を終了する。また、発表会論文では当該年度の「学術研究論文発表会論文および質疑討論応募要領」等にしよう。
- 5) 内容の訂正に際して、著者は修正要求・修正希望に指摘された事項に適切に対応するものとするが、指摘の範囲以外の修正をすることは原則としてできない。ただし、修正依頼部分への対応で、やむを得ず他の部分を圧縮する等を行うことは可能であるが、このことを回答文書で明記しなければならない。圧縮等が不適切と判断される場合は不採用とする。
- 6) 質疑討論に対する回答討論の投稿期限は、著者に回答討論を依頼した日より1ヶ月以内(必着)とする。期限内に回答討論が提出されなかった場合は、学術委員会名でその事を明記したうえで質疑討論のみを掲載する。
- 7) 審査の結果が「不採用」の場合で、その不採用理由に対して、論文等の著者が明らかに不当と考えた場合には、その理由を明記した文書を作成し、不採用通知

発送日より4週間以内(必着)に郵送にて学術委員会
委員長あてに異議申し立てをすることができる。

学会ウェブページ <http://www.cpij.or.jp/>

10. その他

公表: 審査の結果、「採用」となった論文等は、発表会論文については当該年度の「都市計画論文集 Vol.** No.3」に掲載し、一般研究論文については「都市計画論文集 Vol.** No.1 または 2」に順次掲載する。独立行政法人科学技術振興機構が運営する科学技術情報発信・流通総合システム電子ジャーナル (J-STAGE) にも公開する。なお質疑討論と回答討論は原則として「都市計画論文集」に同時に公表する。

カラー頁: 論文等の採否の決定は、郵送投稿原稿紙面によって行う。採用となった論文等にカラー図表を含む頁(カラー頁)がある場合には、都市計画論文集 CD-ROM にカラーで、冊子都市計画論文集にはモノクロで掲載される。また有償にて、投稿時に冊子都市計画論文集カラー頁の追加掲載の有無を選択することができる。

審査料: 論文等の審査料として 10,800 円(税込)を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

掲載料: 発表会論文については、掲載料として 32,400 円(税込)を徴収する。一般研究論文については、6 頁まで 32,400 円(税込)を標準とし、追加 1 頁毎 5,400 円(税込)を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

冊子都市計画論文集カラー頁掲載料: 掲載料と別に 1 頁あたり 86,400 円(税込)を徴収する。ただし、回答討論についてはカラー頁の使用が不可欠であると学術委員会が判断した場合には徴収しない。

著作権: 論文等の著作権は、本会著作権規程にしたがい、最終原稿が投稿された時点から原則として本会に帰属するものとする。

発表: 発表会論文は、学術研究論文発表会において必ず口頭で発表しなければならない。発表登録者以外の代理発表は原則として認めない。発表言語は日本語とするが、英文論文の場合は英語を用いても良い。発表機材は、液晶プロジェクタを介したものとする。

表彰: 当該年に公表された、学術研究論文発表会論文および一般研究論文に限定し、優れた内容の論文を表彰する。

抜刷: 論文等の抜刷は有料にて頒布する。

送付先: 論文等および各種文書は、下記宛に送付する。

〒102-0082

東京都千代田区一番町 10 一番町ウエストビル 6 階
日本都市計画学会 学術委員会

1993.04.01 決定
1994.04.12 改定
1994.11.22 "
1997.04.04 "
2000.02.29 "
2001.01.23 "
2002.01.15 "
2003.01.24 "
2004.01.06 "
2005.02.28 "
2006.03.03 "
2007.03.01 "
2009.03.01 "
2010.03.01 "
2011.03.01 "
2012.03.01 "
2014.03.01 "

11. 附則

本規程は 2014 年 3 月 1 日より実施する。

学術研究論文発表会論文および質疑討論 応募要領

1. 内容

- 1) 学術研究論文発表会論文：都市計画に関する計画、デザイン、分析、調査、事業等についての下記の条件を満たす、論文、論説、報告とする。これらは、まとまった結論を明示しており、独立性・完結性を有する未発表のものでなければならない。また、「何らかの新規かつ独自の知的な貢献」を有したものでなければならない。募集内容の種類、重複応募の禁止等について応募規程第2項～5項を参照すること。
- 2) 質疑討論：都市計画論文集に掲載される学術研究論文発表会論文に対する質疑討論で、誌上討論により行う。応募期限は当該論文の学術研究論文発表会における発表後3ヶ月以内(必着)である。なお、質疑討論は和文が原則であるが、英文での応募も可とする。なお、採用された質疑討論に関しては、論文等の著者に対して学術委員会より回答討論の執筆を依頼する。

2. 応募資格

第1次審査用原稿投稿時にすでに著者全員が本会個人会員であること(継続教育連携会員を除く)とする。なお、主著者となれるものは1編についてのみであり、他の論文の主著者にはなれない。また、発表者となれるのも1編についてのみであり、1編についての発表者は1名とする。但しこの条件のもとで、主著者以外の共同著者が発表者となることは妨げない。

3. 審査方法

本会学術委員会の中に「学術研究論文審査部会」を設け、その審査による判定により論文等の採否を決定する。論文審査の判定は2段階に分けて行い、第1次審査では、採用、条件付再審査または不採用の判定を行う。第2次審査では、条件付再審査について採用、不採用を決定する。発表会論文の採否の判定基準については応募規程第9項を参照すること。

なお、第2次審査において採用とならなかった論文のうち、一部の修正により採用となる可能性があるとして学術委員会が判断したものは、再度修正・審査を行う。審査の結果、採用となれば一般研究論文として掲載する。この場合、論文頁数は6枚以内とする。

質疑討論については、審査は1回であり採用または不採用の判定がなされる。なお、回答討論については掲載上の形式に関する修正依頼を除いて、審査を行わない。

4. 応募・審査プロセス

4-1. 執筆要領集の告示

2014年3月1日より、執筆要領集(審査フロー、応募規程、応募要領、第1次審査用原稿執筆要領、最終原

稿作成要領、原稿レイアウト見本)を学会ウェブページに告示する。

4-2. 第1次審査への応募

4月18日～4月30日の間に、学会ウェブページより投稿登録を行うこと。タイトル、著者名、連絡先等を登録する。詳しくは投稿画面の指示に従うこと。

登録の完了後、上記期間中に下記a～cを、本要領末尾の送付先・登録先に郵送すること[4月30日までの消印があり、かつ5月2日までに学会事務局に到着したものを受け付ける]。

- a. 第1次審査用原稿4部(A4原寸、図表をレイアウトした完全版下原稿。この紙面を審査に使用)
- b. 学会ウェブページでの投稿登録画面をA4版用紙に印刷したもの1部(論文登録票)
- c. 返信用封筒4通(長3型封筒2通、角2型封筒2通に、連絡代表者の住所氏名を記入し、長3型封筒に92円、角2型封筒に140円切手を貼付)

直接持参、期間外の投稿は受け付けない。必要書類の不備、執筆要領等に違反する場合は受け付けないことがある。また、投稿後の訂正には応じない。同一グループで複数編応募する場合も一編ずつ別に郵送のこと。応募原稿は応募規程、執筆要領に照らした形式確認を経て、受理あるいは不受理が決定される。受理された原稿については、論文審査料の振込用紙を受理通知に同封するので、7月末日までに納入すること。

4-3. 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果は、8月上旬に連絡代表者宛、通知する。

4-4. 第1次審査での採用論文の最終投稿、および条件付再審査論文の第2次審査への応募と審査結果の通知

第1次審査の結果が、採用、条件付再審査となったものは8月8日～18日の間に、学会ウェブページの登録画面にて必要情報を追加し、最終原稿のPDFファイルを添付すること。その上で、下記の書類a～dを、本要領末尾の送付先・登録先宛郵送すること[当日までの消印があり、かつ8月19日までに学会事務局に到着したものを受け付ける]。

- a. PDFファイルの最終原稿を印刷した紙面1部。(この紙面を審査に使用) PDFが正しく作成されていることを確認するため、必ず先にPDFファイルを作成してから、それをAdobe Reader等にて印刷した紙面を提出されたい。
- b. 上記a.の紙面に修正箇所を明示したもの2部(この紙面を審査に使用)

- c. 修正意見への回答書 2 部（この紙面を審査に使用）
- d. ウェブページ登録画面を A4 版用紙に印刷したものの（論文登録票の更新版）1 部

直接持参，期間外の投稿は受け付けません。

第 1 次審査で条件付再審査となった論文は，最終原稿に対して第 2 次審査を行い，その結果（採用または不採用）は 9 月中旬に連絡代表者宛，通知する。なお，第 2 次審査後の原稿の修正は認めない。

5. その他

公表，審査料，掲載料，著作権，発表等については，応募規程第 10 項を参照すること。

6. 送付先・登録先

〒102-0082

東京都千代田区一番町 10 一番町ウエストビル 6 階

日本都市計画学会 発表会論文係

学会ウェブページ <http://www.cpij.or.jp/>

7. 附則

本要領は 2014 年 3 月 1 日より実施する。

（補）入会の申し込み期限について

論文応募資格は，「第 1 次審査用原稿投稿時にすでに著者全員が本会個人会員であること（継続教育連携会員を除く）」と規定させていただいております。未入会の方が著者（共同著者も同様）として投稿・登録された場合，不受理とさせていただきます。新入会の申し込みは 3 月 31 日までに入会申込書の到着および会費納入確認をもって受理いたします。提出期限までに受理いたしました入会申し込みについて，4 月理事会にて入会の承認を行い，承認通知・会員番号を本人宛送付いたします。投稿時に会員番号が届いていない新入会員の方は事務局までお問い合わせください。

一般研究論文および質疑討論 応募要領

1. 内容

- 1) 一般研究論文：都市計画に関する計画、デザイン、分析、調査、事業等についての下記の条件を満たす論文、論説、報告とする。これらは、まとまった結論を明示しており、独立性・完結性を有する未発表のものでなければならない。また、「何らかの新規かつ独自の知的な貢献」を有したものでなければならない。募集内容の種類、重複応募の禁止等について応募規程第2項～5項を参照すること。
- 2) 質疑討論：都市計画論文集に掲載された一般研究論文に対する質疑討論で、誌上討論により行う。応募期限は当該論文の公表後3ヶ月以内（必着）である。なお、質疑討論は和文が原則であるが、英文での応募も可とする。なお、採用された質疑討論に関しては、論文等の著者に対して学術委員会より回答討論の執筆を依頼する。

2. 応募資格

第1次審査用原稿投稿時にすでに著者全員が本会個人会員である者（継続教育連携会員を除く）が随時応募できる。

3. 審査方法

本会学術委員会の中に「一般研究論文審査部会」を設け、その審査による判定により論文等の採否を決定する。論文審査（第1次審査）の判定は、採用、条件付再審査または不採用のいずれかであり、条件付再審査は原則1回（第2次審査）、最大2回（第3次審査）まで行われ採用または不採用の判定がなされる。質疑討論については、審査は1回であり採用または不採用の判定がなされる。なお、回答討論については掲載上の形式に関する修正依頼を除いて、審査を行わない。論文採否の判定基準については応募規程第9項を参照すること。

4. 応募・審査プロセス

4-1. 執筆要領集の告示

執筆要領集（審査フロー、応募規程、応募要領、第1次審査用原稿執筆要領、最終原稿作成要領）、送付票等を学会ウェブページに告示する。

4-2. 第1次審査への応募

下記のものを、本要領末尾の送付先・登録先宛て郵送すること。直接持参あるいは必要書類がすべて揃っていない場合および執筆要領等に違反する場合は受付けないことがある。

- a. 第1次審査用原稿4部（A4版原寸、図表等をレイアウトした完全版下原稿）

b. 論文送付票（一般研究論文用）

- c. 返信用封筒2通（長3型封筒に連絡代表者の住所氏名を記入し、切手92円を貼ったもの）

原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。

応募原稿は応募規程、執筆要領に照らした形式確認を経て、受理あるいは不受理が決定される。受理された原稿については論文審査料の指定用紙を受理通知に同封するので、到着後直ちに納入すること。

4-3. 審査結果の通知

審査の判定結果は連絡代表者宛、通知する。

4-4. 第2次、第3次審査への応募

第1次、第2次審査で条件付再審査となった場合は、それぞれ第2次、第3次審査への応募書類として、以下を通知後3ヶ月以内（必着）に、本要領末尾の送付先・登録先宛郵送すること。原稿は第1次審査用原稿執筆要領に準ずるものとする。

- a. 修正箇所を明示した第2次または第3次審査用原稿2部
- b. 修正意見への回答書2部

4-5. 最終原稿の投稿

審査の結果、採用となった場合は、学会より最終原稿等の提出を依頼するので、その指示に従うこと。

5. その他

審査期間中および採用となった場合は公表時まで、会員資格を有すること。

公表、審査料、掲載料、著作権等については、応募規程第10項を参照すること。

6. 送付先・登録先

〒102-0082

東京都千代田区一番町10 一番町ウエストビル6階
日本都市計画学会 一般研究論文係

学会ウェブページ <http://www.cpij.or.jp/>

7. 附則

本要領は2014年3月1日より実施する。

学術研究論文発表会論文, 一般研究論文, 質疑討論 第1次審査用原稿執筆要領 [和文論文用]

1. 適用

第1次審査用原稿は次の各項に従って作成すること。これらに違反した場合は原稿を受理しないことがある。特に、図表中の文字が極めて小さく判読が著しく困難であり、修正要求を行う場合にも、原稿が規定の分量を超過する可能性が極めて高いと判断されるものは、不採用とすることがある。

2. 体裁

- 1) 学会配布の原稿レイアウト見本を参照し、A4版用紙を用い、印字面積 [ヨコ 174mm×タテ 248mm (1頁目のみ 230mm)] の範囲内に印字すること。
- 2) 英文概要は一段組み、本文は二段組みとすること。

3. 原稿分量

- 1) 原稿分量は、1頁目を1行26字×30行×2段=1,560字とし、2頁目以降は1行26字×50行×2段=2,600字とする。余白は、上30mm 下25mm 左20mm 右20mm とする。発表会論文では、図・表等も含めて6枚までを厳守すること。一般研究論文では、図・表等も含めて6枚までを標準とし、最大12枚以内とすること。質疑応答では図・表等も含めて2枚までを厳守すること。
- 2) 英文概要は論文内容を英文で説明するものであり、8行(100~120words)程度の分量とする。
- 3) 3~6つのキーワードを英文と和文で記入すること。

4. 原稿の構成とレイアウト**4-1. 文字**

数式、図表中の文字も含め、ワープロソフト等を用いた原稿を提出すること。

4-2. 原稿の構成

原稿は次の順序に従って記述すること。
タイトル、英文タイトル、英文概要、英文キーワード、和文キーワード、本文、補注等、参考・引用文献

4-3. タイトル

和文の活字はゴシック体を基本とし、大きさは11~12ポイントとする。左寄せに配置すること。

4-4. 概要・キーワード

英文概要の活字はタイムズを基本とし、その大きさは9.5~10ポイントとする。左右の端をそろえて、中央に配置すること。英文キーワードは英文概要、和文キーワードは本文用の活字・大きさに準ずる。

4-5. 本文

和文の活字は明朝体を基本とし、その大きさは9.5~10ポイントとする。本文の見出しは1, (1), (I) 等とし、その順に統一し、左寄せに配置すること。ゴシック体を用いても良い。各章の直前1行はあけること。

4-6. 図・表・写真

完成した図表を配置した完全版下原稿を提出すること。図表等において、説明責任のある文字の大きさに

ついては、A4版完全版下原稿印刷時に最小でも文字の高さが2mm程度で作成すること。表タイトルは表の上、図・写真タイトルは図・写真の下にそれぞれ印字(表-1, 図-3のように)すること。

カラーの図・表・写真を冊子都市計画論文集にはモノクロで掲載する場合には、カラー図表の作成にあたって可能な限りモノクロ頁でも判読できるようにすること。

4-7. 補注、参考・引用文献

文字のサイズは最低8ポイント、行の間隔は10ポイント以上とする。

補注を必要とする場合は(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、参考・引用文献の前に一括掲載する。参考・引用文献は本文に関わりあるものにとどめ、1), 2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、文末に引用順に次の例を参考にして一括掲載すること。

単行本(1): 著者名(公刊西暦年号), 「書名」, 参考・引用ページ, 発行所名

単行本(2): 引用論文著者名(公刊西暦年号), 「論文名」, 編著者名, 『書名』, 参考・引用ページ, 発行所名

雑誌: 引用論文著者名(公刊西暦年号), 「表題」, 掲載誌名, 巻(号), 参考・引用ページ, 発行所名

URL: 著者, 製作者名, ウェブページタイトル, 言語の表示, 入手先(オンラインの場合のみ必須, その他は補助), 入手日付

5. 第1次審査用原稿執筆時の注意事項

審査を効率的に行うため、第1次審査用原稿に限り、原稿左右の欄外に行番号を記入すること(1, 5, 10, 15…)。行番号は手書きでも差し支えない。

また、審査の公正を保持するため、第1次審査用原稿では以下の事項を守ること。

1. 原稿には、氏名、所属を記載しない(査読者には著者名を伏せて送付する。厳守すること)。
2. 謝辞等は書かないこと。最終原稿に謝辞等を記入する場合には、その字数を予め確保しておくこと。
3. 原稿本文中に著者が特定出来る様な表現は避けること。例: 「著者が研究した○○○によると…」, 「著者らは…」, 「前著を受けて…」等
4. 参考・引用文献の著者名を「拙稿」等と記載しない。
5. 応募規程3項の既発表著作を著者が特定できる形で引用しないこと。最終原稿に注記等で引用する場合には、その字数を予め確保しておく。

1993.04.01 決定	2003.01.24 "
1994.04.12 改定	2004.01.17 "
1994.11.22 "	2005.01.22 "
1997.04.04 "	2008.03.01 "
2000.02.29 "	2012.03.01 "
2001.01.23 "	2014.03.01 "
2002.01.15 "	

学術研究論文発表会論文, 一般研究論文, 質疑討論 第1次審査用原稿執筆要領 [英文論文用]

1. 適用

第1次審査用原稿は次の各項に従って作成すること。これらに違反した場合は原稿を受理しないことがある。特に、図表中の文字が極めて小さく判読が著しく困難であり、修正要求を行う場合にも、原稿が規定の分量を超過する可能性が極めて高いと判断されるものは、不採用とすることがある。

2. 体裁

- 1) 学会配布の原稿レイアウト見本を参照し、A4版用紙を用い、印字面積【ヨコ174mm×タテ248mm(1頁目のみ230mm)】の範囲内に印字すること。
- 2) 和文概要、本文とも一段組みとすること。

3. 原稿分量

- 1) 原稿分量は、1枚当たり50行×1段とする。余白は、上30mm 下25mm 左20mm 右20mmとする。発表会論文では、図・表等も含めて、6枚までを厳守すること。一般研究論文では、図・表等も含めて6枚までを標準とし、最大12枚以内とする。質疑応答では図・表等も含めて2枚までを厳守すること。
- 2) 和文概要は論文内容を和文で説明するものであり、8行(300~350字)程度の分量とする。
- 3) 3~6つのキーワードを英文と和文で記入すること。

4. 原稿の構成とレイアウト**4-1. 文字**

数式、図表中の文字も含め、ワープロソフト等を用いた原稿を提出すること。

4-2. 原稿の構成

原稿は次の順序に従って記述すること。

タイトル、和文タイトル、和文概要、和文キーワード、英文キーワード、本文、補注等、参考・引用文献

4-3. タイトル

英文の活字はタイムズ、和文の活字はゴシック体を基本とし、大きさは11~12ポイントとする。左寄せに配置すること。

4-4. 概要・キーワード

和文概要の活字は明朝体を基本とし、その大きさは9~10ポイントとする。左右の端をそろえて、中央に配置すること。英文キーワードは本文用、和文キーワードは和文概要用の活字・大きさに準ずる。

4-5. 本文

英文の活字はタイムズを基本とし、その大きさは9.5~10ポイントとする。左右の端をそろえて、指定されたスペースに収まるように印字すること。

本文の見出しは1, (1), (I) 等とし、その順に統一し、左寄せに配置すること。各章の直前1行はあけること。

4-6. 図・表・写真

完成した図表を配置した完全版下原稿を提出するこ

と。図表等において、説明責任のある文字の大きさについては、A4版完全版下原稿印刷時に最小でも文字の高さが2mm程度で作成すること。表タイトルは表の上、図・写真タイトルは図・写真の下にそれぞれ印字(Table-1, Figure-3, Photo-4のように)すること。

カラーの図・表・写真を冊子都市計画論文集にはモノクロで掲載する場合には、カラー図表の作成にあたって可能な限りモノクロ頁でも判読できるようにすること。

4-7. 補注、参考・引用文献

文字のサイズは最低8ポイント、行の間隔は10ポイント以上とする。

補注(notes)を必要とする場合は(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、参考・引用文献の前に一括掲載する。

参考・引用文献(references)は本文に関わりあるものにとどめ、1), 2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、文末に引用順に次の例を参考にして一括掲載すること。

単行本(1): 著者名(公刊西暦年号), 「書名」, 参考・引用ページ, 発行所名

単行本(2): 引用論文著者名(公刊西暦年号), 「論文名」, 編著者名, 『書名』, 参考・引用ページ, 発行所名

雑誌: 引用論文著者名(公刊西暦年号), 「表題」, 掲載誌名, 巻(号), 参考・引用ページ, 発行所名

URL: 著者, 製作者名, ウェブページタイトル, 言語の表示, 入手先(オンラインの場合のみ必須, その他は補助), 入手日付

5. 第1次審査用原稿執筆時の注意事項

審査を効率的に行うため、第1次審査用原稿に限り、原稿左右の欄外に行番号を記入すること(1, 5, 10, 15…)。行番号は手書きでも差し支えない。

また、審査の公正を保持するため、第1次審査用原稿では以下の事項を守ること。

1. 原稿には、氏名、所属を記載しない(査読者には著者名を伏せて送付する。厳守すること)。
2. 謝辞等は書かないこと。最終原稿に謝辞等を記入する場合には、その字数を予め確保しておくこと。
3. 原稿本文中に著者が特定出来る様な表現は避けること。例: 「著者が研究した○○○によると…」, 「著者らは…」, 「前著を受けて…」等
4. 応募規程3項の既発表著作を著者が特定できる形で引用しないこと。最終原稿に注記等で引用する場合には、その字数を予め確保しておく。

1993. 04. 01 決定	2003. 01. 24 "
1994. 04. 12 改定	2004. 01. 17 "
1994. 11. 22 "	2005. 01. 22 "
1997. 04. 04 "	2008. 03. 01 "
2000. 02. 29 "	2012. 03. 01 "
2001. 01. 23 "	2014. 03. 01 "
2002. 01. 15 "	

学術研究論文発表会論文, 一般研究論文, 質疑討論 最終原稿作成要領 [和文論文用]

1. 体裁

第1次審査用原稿執筆要領 [和文論文用] に準ずる.

区別すること. なお, 原稿に記載する著者名は, 第1次審査用原稿投稿後の変更は認めない.

2. 原稿分量

第1次審査用原稿執筆要領 [和文論文用] に準ずる.

3-3. タイトル, 英文タイトル, 英文概要, 英文キーワード, キーワード, 本文, 謝辞 (必要な場合), 補注 (必要な場合), 参考・引用文献

3. 原稿の構成とレイアウト

第1次審査用原稿執筆要領 [和文論文用] に準ずる.

第1次審査用原稿執筆要領 [和文論文用] に準ずるものとする. 謝辞を加える場合には, 本文と補注あるいは参考・引用文献の間に記入する.

3-1. 原稿の構成

第1次審査用原稿執筆要領 [和文論文用] 準じ, 原稿は次の順序に従って記述すること.

タイトル, 英文タイトル, 著者名 (和), 著者名 (英), 英文概要, 英文キーワード, キーワード, 本文, 謝辞 (必要な場合), 補注 (必要な場合), 参考・引用文献

4. 最終原稿の作成形式

最終原稿はPDF (Portable Document Format) ファイルの形式で作成すること.

PDF作成にあたっては, 必ず Adobe Reader 等にて印刷した紙面をチェックして, 正しく作成されていることを確認されたい.

3-2. 著者名および所属

原稿1枚目の英文タイトルの後に, 著者名 (和, 英) を右寄せに配置して記入すること. 原稿1枚目の下余白部に会員種別 (正会員, 学正会員, 名誉会員), 所属 (和, 英) を左寄せに配置して記入すること. 所属 (和文) については大学学科 (専攻) 名, その他の機関は課まで, 英文については大学名, 機関名までとし, () でくくる. なお, 著者が複数で所属機関が異なるとき主著者に*, 共同著者に**, …等の記号を付け

1993.4 決定
1994.2 改定
1994.11 "
1997.01 "
2000.07 "
2001.01.23 "
2002.01.15 "
2003.01.24 "
2005.01.22 "
2008.03.01 "
2012.03.01 "
2014.03.01 "

学術研究論文発表会論文, 一般研究論文, 質疑討論 最終原稿作成要領 [英文論文用]

1. 体裁

第1次審査用原稿執筆要領 [英文論文用] に準ずる.

機関が異なるときは, 主著者に*, 共同著者に**, …等の記号を付け区別すること.

2. 原稿分量

第1次審査用原稿執筆要領 [英文論文用] に準ずる.

3-3. タイトル, 和文タイトル, 和文概要, キーワード, 和文キーワード, 本文, 謝辞 (必要な場合), 補注 (必要な場合), 参考・引用文献

3. 原稿の構成とレイアウト

第1次審査用原稿執筆要領 [英文論文用] に準ずる.

第1次審査用原稿執筆要領 [英文論文用] に準ずるものとする. 謝辞を加える場合には, 本文と補注あるいは参考・引用文献の間に記入する.

3-1. 原稿の構成

第1次審査用原稿執筆要領 [英文論文用] に準じ, 原稿は次の順序に従って記述すること.

タイトル, 和文タイトル, 著者名 (英), 著者名 (和), 和文概要, キーワード, 和文キーワード, 本文, 謝辞 (必要な場合), 補注 (必要な場合), 参考・引用文献

4. 最終原稿の作成形式

最終原稿はPDF (Portable Document Format) ファイルの形式で作成すること.

PDF作成にあたっては, 必ず Adobe Reader 等にて印刷した紙面をチェックして, 正しく作成されていることを確認されたい.

3-2. 著者名および所属

原稿1枚目の和文タイトルの後に, 著者名 (英, 和) を右寄せに配置して記入すること. 原稿1枚目の下余白部に会員種別 (Regular Member, Student Member, Honorary Member), 所属 (英, 和) を左寄せに配置して記入すること.

所属 (英文) については大学名, 機関名までとする. 和文については大学学科 (専攻) 名, その他の機関は課までとし, () でくくる. なお, 著者が複数で所属

1993.4 決定
1994.2 改定
1994.11 "
1997.01 "
2000.07 "
2001.01.23 "
2002.01.15 "
2003.01.24 "
2005.01.22 "
2008.03.01 "
2012.03.01 "
2014.03.01 "

1. 都市論・都市計画論・都市計画史

- 1.0. 一般
- 1.1. 都市論・コミュニティ論
- 1.2. 都市問題・都市政策論
- 1.3. 都市史・都市計画史
- 1.4. 都市計画制度史
- 1.5. 計画論・都市計画論・都市計画学史

2. 国土計画・地域計画・農村計画

- 2.0. 一般
- 2.1. 国土構造・地域構造論
- 2.2. 国土計画
- 2.3. 地域計画・広域計画（地域開発・都市圏計画等）
- 2.4. 農山漁村計画（農山漁村・集落・離島等）

3. 都市基本計画・都市総合計画

- 3.0. 一般
- 3.1. 基本計画理論（マスタープラン論・住区理論・計画標準・計画プロセス・参加等）
- 3.2. 土地利用計画（実態・計画手法・事例等）
- 3.3. 都市施設・基幹的地区施設の計画（CBD・中心市街地・港湾・流通団地・工業団地・火葬場等）
- 3.4. 都市設備・エネルギー計画（供給施設・処理施設・供給処理システム等）

4. 市街地整備・住環境

- 4.0. 一般
- 4.1. 住環境の指標・評価・意識（建築密度・居住密度・住民意識・満足度等）
- 4.2. 市街化過程・市街地変容（農地の宅地化・ビルトアップ・建築更新等）
- 4.3. 地区施設・地区整備計画（地区実態・コミュニティ施設・近隣店舗・細街路・地区計画・計画手法・事例等）
- 4.4. 計画住宅地（住宅団地・ニュータウン等）
- 4.5. 都市再生・地域再生（地方都市・中心市街地活性化等）
- 4.6. その他、市街地・住環境に係る整備・再生・管理運営（コミュニティ活動・まちづくりルール・組織等）・参加

5. 防災・環境問題

- 5.0. 一般
- 5.1. 都市防災の指標・評価（地域危険度・災害アセスメント等）
- 5.2. 市街地火災・対策（火災危険・出火モデル・延焼モデル・不燃化等）
- 5.3. 避難・行動・対策（災害時行動・避難モデル・広域避難・防災活動等）
- 5.4. 防災施設・設備・対策（避難所・防災拠点・応急仮設住宅等）
- 5.5. 防災計画論・復興計画論（地域防災計画・復興計画等）
- 5.6. 各種災害・対策（水害・事故・犯罪等）
- 5.7. 環境問題・環境アセスメント（日照・騒音・振動・EIA等）
- 5.8. 住民参加・まちづくり・教育（防災まちづくり・復興まちづくり・防災教育・意識・啓発）

6. 交通計画

- 6.0. 一般
- 6.1. 交通調査論（調査方法・データ活用等）
- 6.2. 交通需要分析・交通流解析（モデル開発・シミュレーション等）
- 6.3. 交通施設計画（交通ネットワーク・駅・駐車場等）
- 6.4. 交通管理・運用管理（TDM・交通管制・ITS等）
- 6.5. 計画の評価（経済評価・環境評価・サービス水準の評価等）
- 6.6. 交通政策論（料金・公共交通・歩行者・自転車・物流・規

制・安全・福祉・PI・参加等）

- 6.7. 交通と土地利用・環境（実態分析・モデル分析等）

7. 緑地計画・観光レクリエーション

- 7.0. 一般
- 7.1. 緑地計画論・自然環境論
- 7.2. 緑地調査・自然環境解析・評価
- 7.3. 公共緑地（公園・地域制緑地・緑道・都市緑化・街路樹等）
- 7.4. オープンスペース（農地・樹林地・寺社林・水系等）
- 7.5. 自然環境保全・管理・参加
- 7.6. 観光・レクリエーション

8. 景観・都市デザイン

- 8.0. 一般
- 8.1. 景観論
- 8.2. 景観調査・景観分析・景観評価
- 8.3. 景観計画・景観デザイン・参加
- 8.4. 歴史的環境保全
- 8.5. 都市デザイン

9. 住宅問題・土地問題

- 9.0. 一般
- 9.1. 土地住宅論・土地政策史
- 9.2. 住宅需給・住宅政策（実態・モデル・政策・政策評価等）
- 9.3. 住宅・住宅地の管理運営（管理規約・組織等）
- 9.4. 土地需給・土地政策（実態・モデル・政策・政策評価等）

10. 行政・制度・教育・参加

- 10.0. 一般
- 10.1. 計画行政・制度（行政システム・組織論・まちづくり条例・都市計画法制度論等）
- 10.2. 規制制度・誘導制度（線引き・地域地区・法定地区計画・宅開要綱・総合設計制度等）
- 10.3. 都市施設・市街地開発事業制度等（土地区画整理・街路事業・公園事業・不燃化促進制度等）
- 10.4. 計画参加・計画手続・運動
- 10.5. 都市計画教育・まちづくり学習（専門教育・まちづくり教育・市民の学習教育等）
- 10.6. 都市計画家・職能・プランナー論
- 10.7. 国際交流・協力・運動

11. 都市解析・地域解析・調査分析論

- 11.0. 一般
- 11.1. 調査分析法
- 11.2. 人口解析（移動・密度構成・分布・予測・モデル等）
- 11.3. 土地利用解析（変化・構成・分布・予測・モデル等）
- 11.4. 生活行動解析・環境心理解析（生活時間分析・環境心理実験分析等）
- 11.5. 地域構造解析・都市経済解析（広域圏構造・都市経済分析・産業連関等）
- 11.6. 都市施設解析（線の・面的・ネットワーク的施設も含む）
- 11.7. 不動産解析（不動産評価分析・分布・モデル等）
- 11.8. システム構築（GIS技術開発・支援システム等）

12. その他（都市計画の関連領域及び1～11に含まれないもの）

13. 計画・デザイン・事業に関する論説、事例報告、調査報告

- 13.0. 論説
- 13.1. 事例報告
- 13.2. 調査報告